

第5回 宿泊分野特定技能協議会 議事要旨

1. 日時：令和4（2022）年12月21日 11:00～12:00
2. 場所：中央合同庁舎2号館12階 国際会議室

3. 議題

（主な発言）

- 現状、宿泊分野の特定技能外国人の受入れ数が少ないこともあり、治安面に与える影響については判然としない。、治安上の問題となり得る事項を把握した場合には情報共有いただきたい。
- 宿泊分野の特定技能外国人は日本語能力が高いのではないか。技能実習生の試験免除規定や海外試験の実施を通して、特定技能外国人の受入れを進めてほしい。
- 外務省では潜在的な特定技能外国人候補者の発掘に向けて、制度の周知を目的とした広報動画（英語）を17言語の字幕付きで制作・公開している。昨年度作成した動画（本年3月公開）のひとつでは宿泊分野を取り上げ、伊勢志摩の温泉旅館で就労するベトナム人特定技能人材の日常の様子や受入れ側のコメント等を紹介しているのでご参照願いたい。
- ビルクリーニング分野でも宿泊分野と同様に受入れの上限数の見直しを行った。ビルクリーニング分野の維持・発展のためにも宿泊分野の受入れ好事例を参考にしたい。
- 宿泊分野は全体的に人手不足であり、中でも、調理部門の人手不足は非常に深刻なものである。宿泊施設内のレストランにおいて、外食分野の特定技能外国人材の就労が進めば人手不足解消の一手になるのではないか。
- 特定技能試験の受験者は増加しているが、マッチングが進んでいないことが課題だと感じている。特定技能試験合格者への情報提供を効果的に実施し、宿泊分野の特定技能試験受験者を囲い込む仕組みを整える必要がある。
- 日本人と外国人では衛生意識が異なるため、業務を提供する特定技能外国人に対する教育制度を整える必要がある。